

貸借対照表

平成31年3月31日

(単位：円)

<総括表>

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	5,084,961,304	5,157,481,505	△ 72,520,201
有形固定資産	4,242,976,575	4,339,848,576	△ 96,872,001
特定資産	838,506,783	812,536,783	25,970,000
その他の固定資産	3,477,946	5,096,146	△ 1,618,200
流動資産	1,434,509,077	1,423,763,559	10,745,518
資産の部合計	6,519,470,381	6,581,245,064	△ 61,774,683
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	112,177,255	122,521,371	△ 10,344,116
流動負債	212,257,609	229,097,944	△ 16,840,335
負債の部合計	324,434,864	351,619,315	△ 27,184,451
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金合計	8,298,774,870	8,252,214,568	46,560,302
第1号基本金	8,215,774,870	8,169,214,568	46,560,302
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	83,000,000	83,000,000	0
繰越収支差額	△ 2,103,739,353	△ 2,022,588,819	△ 81,150,534
純資産の部合計	6,195,035,517	6,229,625,749	△ 34,590,232
負債及び純資産の部合計	6,519,470,381	6,581,245,064	△ 61,774,683

貸借対照表の科目について

<b>固定資産</b>	貸借対照表の日付後1年を超えて使用または保有される資産
<b>有形固定資産</b>	土地、建物、構築物、教育研究用・その他の機器備品、図書、車両、建設仮勘定など
<b>特定資産</b>	将来の出費や設備の買い換えなど特定の目的に備えて資金を積み立てる場合に設けるもの
<b>その他の固定資産</b>	電話加入権、預託金、引当特定資産など
<b>流動資産</b>	現預金、未収入金、立替金、前払金など

<b>固定負債</b>	貸借対照表の日付後1年を超えて返済期限が到来する負債で、退職給付引当金など
<b>流動負債</b>	未払金、前受金、預り金、仮受金など

<b>基本金</b>	学校法人が諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その帰属収入のうちから組入れた金額
<b>第1号基本金</b>	教育の用に供される固定資産の価額
<b>第2号基本金</b>	将来取得する第1号基本金に充てる金銭その他の資産の額
<b>第3号基本金</b>	基金として継続して保持しかつ運用する金銭等の額
<b>第4号基本金</b>	恒常的に保持すべき資金の額
<b>繰越収支差額</b>	過年度からの基本金組入れ後の収支状況

注記 1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

- ・徴収不能引当金  
未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。
- ・退職給付引当金  
短期大学 退職給付引当金は期末要支給額101,939,510円の100%を基にして、私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累計額との繰入調整額を加減した額を計上している。  
高等学校 退職給付引当金期末要支給額234,335,807円は、茨城県私学教育振興会からの交付金と同額であるため、退職給付引当金は計上していない。  
認定こども園 退職給付引当金期末要支給額10,128,620円は、公益財団法人茨城県私立幼稚園退職金財団からの交付金と同額であるため、退職給付引当金は計上していない。  
保育園 退職給付引当金期末要支給額2,453,995円は、公益財団法人茨城県私立幼稚園退職金財団からの交付金と同額であるため、退職給付引当金は計上していない。

(2) その他の重要な会計方針

- ・有価証券の評価基準及び評価方法  
移動平均法による原価法である。
- ・預り金その他経過項目にかかる収支の表示方法  
仮払金、立替金、預り金及び借受金に係る収入と支出は相殺して表示している。

- 重要な会計方針の変更等。  
該当なし
- 減価償却額の累計額の合計額  
3,969,657,416円
- 徴収不能引当金の合計額  
0円
- 担保に供されている資産の種類及び価額  
0円
- 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組み入れを行うこととなる金額  
172,800円
- 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策  
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。
- その他の財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項  
・後発事象  
平成31年4月1日より、笠間市との「笠間市公私連携幼保連携型認定こども園の設置および運営に関する協定書」に基づき、かまこども園といなだこども園を「大成学園かまこども園」および「大成学園いなだこども園」として運営・管理している。